

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	4,320円	を
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	5,000円	に
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	2,500円	

改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年6月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部が改正されたことに伴い、紹介がなく来院した患者の初診加算料の額を改めるとともに、他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。